

# 資料

台東区学校教育情報化推進検討委員会設置要綱  
台東区学校教育情報化推進検討委員会委員名簿  
台東区立学校教育情報セキュリティポリシー

# 台東区学校教育情報化推進検討委員会設置要綱

## 台東区学校教育情報化推進検討委員会設置要綱

令和2年4月1日  
2台教指第34号

### (設置)

第1条 学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号）第9条第2項の規定に基づき、台東区立学校における教育の情報化推進のための基本的な計画（以下「台東区学校教育情報化推進計画」という。）の策定について検討するため、台東区学校教育情報化推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、台東区学校教育情報化推進計画の策定に関する次に掲げる事項とする。

- (1) ICT教育のための環境構成と教育情報セキュリティポリシーに関すること
- (2) 児童・生徒の情報活用能力育成のための教育内容及び評価指標に関すること
- (3) 教員のICT活用指導力向上のための評価指標に関すること
- (4) ICT教育に関する教員研修に関すること
- (5) 学校における働き方改革の推進に資する校務の情報化に関すること
- (6) その他必要な事項

### (構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから台東区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する者及び別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 1名
  - (2) 学校の代表者 2名
  - (3) 児童及び生徒の保護者の代表者 2名
- 2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選によって選出し、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (招集)

第4条 委員会は、委員長が招集する。ただし、初回の委員会は教育長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(検討部会)

第6条 委員会に、第2条に定める事項に関する調査研究を行う検討部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、委員長が必要と認める事項について調査研究し、委員会へ報告する。

3 部会は、部会長及び部会員をもって構成し、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 部会長 教育改革担当課長

(2) 部会員 企画課担当係長、財政課担当係長、情報政策課担当係長、情報システム課担当係長、庶務課庶務係長、庶務課担当係長、指導課教育改革係長、指導課統括指導主事、指導課指導主事

4 第3条第4項及び第4条の規定は、部会において準用する。この場合において「委員会」とあるものは「検討部会」と、「委員長」とあるものは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 委員会及び部会の庶務は、教育委員会指導課教育改革係において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

付 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱は、台東区学校教育情報化推進計画の制定をもって廃止する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

教育委員会事務局次長
企画課長
財政課長
情報政策課長
情報システム課長
庶務課長
指導課長
教育改革担当課長

## 台東区学校教育情報化推進検討委員会委員名簿

番号	所属	氏名
1	東京聖栄大学教授	有村 久春
2	台東区立小学校 PTA 連合会 (忍岡小学校)	油木 鉄兵
3	台東区立中学校 PTA 連合会 (御徒町台東中学校)	宇佐見 正人
4	台東区立小学校長会 (上野小学校)	田中 康雄
5	台東区立中学校長会 (浅草中学校)	瀬川 眞也
6	教育委員会事務局次長	梶 靖彦
7	企画課長	越智 浩史
8	財政課長	関井 隆人
9	情報政策課長	川田 崇彰
10	情報システム課長	落合 亨
11	庶務課長	佐々木 洋人
12	指導課長	瀧田 健二
13	教育改革担当課長	工藤 哲士



# 台東区立学校教育情報セキュリティポリシー

(台東区立学校教育情報セキュリティ基本方針及び同対策基準により構成)

## 台東区立学校教育情報セキュリティ基本方針

令和 年 月 日策定

### 1 目的

本基本方針は、台東区情報セキュリティ基本方針（平成17年8月25日策定）の趣旨にのっとり、台東区教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び台東区立小・中学校（以下「学校」という。）が保有する学校教育に関する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、教育委員会及び学校が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

### 2 定義

#### (1) 教育ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

#### (2) 教育情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、学校教育に関する情報処理を行う仕組みをいう。

#### (3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

#### (4) 教育情報セキュリティポリシー

本基本方針、教育情報セキュリティ対策基準をいう。

#### (5) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

#### (6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

#### (7) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

### 3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

#### (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、パソコン等の盗難、内部不正等

#### (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機

能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

#### 4 適用範囲

##### (1) 行政機関の範囲

本基本方針が適用される行政機関は、教育委員会及び学校とする。

##### (2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ① 教育ネットワーク及び教育情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- ② 教育ネットワーク及び教育情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む）
- ③ 教育情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

#### 5 職員等の遵守義務

職員、会計年度任用職員及び臨時職員（以下「職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識をもち、校務の遂行にあたって教育情報セキュリティポリシー及び教育情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

#### 6 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

##### (1) 組織体制

情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を確立する。

##### (2) 情報資産の分類と管理

情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行う。

##### (3) 教育情報システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、校務の効率性・利便性の観点を踏まえ、教育情報システム全体に対して必要な対策を講じる。

##### (4) 物理的セキュリティ

通信回線及び職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

##### (5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

##### (6) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

##### (7) 運用

教育情報システムの監視、教育情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、教育情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講

じるものとする。また、情報資産へのセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

#### (8) 外部サービスの利用

外部委託する場合には、外部委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

約款による外部サービスを利用する場合には、利用にかかる規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

#### (9) 評価・見直し

教育情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施するとともに、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。また、教育情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、同ポリシーの見直しを適宜行う。

### 7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

教育情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

### 8 教育情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、教育情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、教育情報セキュリティポリシーを見直す。

### 9 教育情報セキュリティ対策基準の策定

上記6、7及び8に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める教育情報セキュリティ対策基準を策定する。

なお、教育情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより本区の学校教育に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

### 10 教育情報セキュリティ実施手順の策定

教育情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた教育情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、教育情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本区の学校教育に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

台東区立学校教育情報セキュリティ対策基準

令和 年 月 日策定

(台東区立学校教育情報セキュリティ基本方針「9 教育情報セキュリティ対策基準の策定」の規定に基づき非公開とする。)